

見附市本所1丁目町内会規約

(名 称)

1 本会は、本所1丁目町内会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、学校町2丁目338番地1本所会館に置く。

(目的)

第3条 本会は、見附市本所1丁目地域住民の安全と快適な生活環境を確保して、住みよい町づくりをすることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 見附市の行政の円滑な遂行に協力するための奉仕活動
- (2) 見附市及び公共的団体からの委託事業
- (3) 地域内諸団体の活動助成の事業
- (4) 地域の防災に関する事項
- (5) 本所会館の運営に関する事項
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第5条 会員は、見附市本所1丁目に居住する者とする。

(会 費)

第6条 会費は、総会において議決し、これを定める。

(役 員)

第7条 本会に、次の役員をおくことができる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計及び事務 各1名
- (4) 区長及び副区長 各6名
- (5) 会館長、会館長代理及び会館会計 各1名
- (6) 参与 若干名
- (7) 監事 2名 ただし、1名は農家組合長とする。

2 会長は、必要により事務局長を置くことができる。

(役員の選任)

第8条 役員は、総会において、会員の中から選任する。ただし、区長、副区長及び参与は除く。

2 参与は、親和会、子供会A、子供会B、消防団、会館防火管理者及び学識経験者とし、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第9条 会長は、この会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長の職務を行う。
- 3 会計は、本会の資産(本所会館を除く。)を管理し、会計をつかさどる。事務は、この会の事務に当たる。
- 4 参与は、総会及び役員会に参加するものとする。
- 5 監事は、会の事業運営・会計を監査し、その結果を総会において報告する。監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員の任期)

第10条 会長、副会長、会計及び事務の任期は3年とし、再任は妨げないがその期間は3年以内とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は区長会において選任される者がその職務を行う。

- 2 他の役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 3 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員等の報酬)

第11条 役員等の報酬、費用弁償等は、役員会において議決し、これを定める。

(班の設置)

第12条 行政区の地域内に、隣保組織として班を設置し、班長を置く。

- 2 班長は、班を形成する地域で選出する。
- 3 班長は、区長・副区長の業務遂行に協力すると共に、会員の意見・要望・苦情等の具申をする。
- 4 班長は、総会に参加するものとする。

(顧 問)

第13条 本会に、総会の承認を経て、顧問若干名を委嘱することができる。

- 2 顧問は、本会の会務に関し、会長が必要と認めたときは会議に出席して意見を述べることができる。

(会 議)

第14条 会議は、総会・役員会・区長会とする。

- 2 総会は、本会の最高決議機関であって、役員及び班長をもって構成する。
- 3 役員会は、本会の執行機関であって、監事を除く役員で構成する。ただし、会長が必要と認めた場合、監事を出席させることができる。
- 4 区長会は、副区長、参与を除く役員で構成する。
- 5 各会議の開催にあたり、必要により関係者を招くことができる。

(会議の開催)

第15条 総会は、年1回以上開催し、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

2 役員会は、隨時開催し、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会で議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 区長会は、隨時開催し、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 市嘱託員業務との関連で町内各区の均衡保持上必要と認められている事項

(2) 総会での議決事項の具現に関すること。

(会議の招集と議長)

第16条 会議の開催は、会長が招集し、総会を除き議長となる。

2 総会の議長は、出席の班長から選出する。

3 各会議の構成員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき開催する。

(会議の成立及び議決)

第17条 各会議は、構成員の3分の2以上の出席で成立し、議決はその過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 会議の構成員は、止むを得ず欠席する場合、委任状をもって代理者にその権限を委任することができる。

(資産)

第18条 本会の資産は、次の各号に掲げるもので構成する。

(1) 別に定める財産目録に記載の資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) その他の収入

(資産の管理)

第19条 本会の資産は、本所会館を除き会計が管理する。

2 本所会館の管理は、会館長が行う。

3 資産管理の方法は、区長会で議決し、これを定める。

(事業年度)

第20条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第21条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

但し、これを変更する場合は、役員会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合、会長は総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出

をすることができる。

(事業報告及び決算)

第22条 本会の事業報告、決算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を受けて総会の承認を受けなければならない。

(規約の変更)

第23条 この規約は、総会において出席構成員の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

附 則

この規約は、平成8年4月7日から施行する。

附 則

平成12年5月6日一部改正。ただし、監事・評議員については、平成13年4月1日から施行する。

附 則

平成13年4月22日一部改正

附 則

平成22年4月15日一部改正

附 則

令和2年3月15日一部改正

附 則

平成16年4月18日一部改正

附 則

平成27年4月12日一部改正

附 則

令和5年4月16日一部改正